③　競争参加資格確認申請書の受付期間　令和２年４月13日から令和２年４月20日までの休日を除く毎日、10時から16時まで

④　技術資料（競争参加資格確認資料）、技術提案及び入札の受付期間　令和２年５月29日10時00分から令和２年６月１日12時00分まで（休日を除く。）

⑤　開札日時　令和２年７月20日10時00分

⑥　入札保証金の納付等の受付期間　令和２年４月21日から令和２年６月１日までの休日を除く毎日、10時から16時まで。ただし、最終日は正午までとする。〔利付国債の提供の場合は令和２年５月19日まで〕

6　Summary

(1)　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Seta Masanori Director General of Chubu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.

(2)　Classification of the services to be procured : 41

(3)　Subject matter of the contract : Construction work of the San-en Road 1st Bridge

(4)　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 20 April 2020

(5)　The period of time for the submission of tenders by electronic bidding system : From 10 : 00 A.M. 29 May 2020 to 12 : 00 (noon) 1 June 2020 (tenders brought with From 10 : 00 A.M. 29 May 2020 to 12 : 00 (noon) 1 June 2020 or tenders submitted by mail From 10 : 00 A.M. 29 May 2020 to 12 : 00 (noon) 1 June 2020)

(6)　Contact point for tender documentation : The first Contract Section Contract Division General Affairs Department, Chubu Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―5―1, Sannomaru, Naka-Ward, Nagoya-City, Aichi-Prefecture 460―8514, Tel 052―953―8138 ex. 2526

入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和２年４月10日

支出負担行為担当官

近畿地方整備局副局長　成瀬　英治

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　28

○第３号

1　業務概要

(1)　品目分類番号　42

(2)　業務名　高波等に対する港湾施設の天端高検証業務

(3)　業務内容　本業務は、近年頻発している台風による高波等（高潮・高波）に伴う、港湾及びその背後地における浸水被害の発生に鑑み、近畿管内港湾（神戸港・大阪港・尼崎西宮芦屋港・姫路港・東播磨港・堺泉北港・阪南港・和歌山下津港・日高港）における外郭施設及び主要ターミナルの耐波性能等の照査を行うための、既存施設の天端高検証（越流の有無、岸壁（エプロン）の浸水深検討）を行うものである。

(4)　履行期間　契約締結日から令和３年２月26日まで。なお、契約締結日は令和２年８月21日を予定している。

(5)　本業務は、資料の提出及び技術提案書の特定後における見積書の提出等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

(6)　以下、本公示において、これまでの紙入札方式による場合の記載部分は、全て上記(5)の発注者の承諾を前提として行われるものである。

(7)　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

(8)　本業務は、40歳未満の管理技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者（以下「技術指導者」という。）を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行業務である。40歳未満とは、令和２年４月１日時点で満40歳未満の者とする。

技術指導者の専任は求めない。

2　参加資格

技術提案書の提出者は、下記(1)に掲げる資格を満たしている単体企業又は下記(2)に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

(1)　単体企業

ア　予算決算及び会計令（昭和22年４月30日勅令第165号。以下「予決令」という）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ　近畿地方整備局（港湾空港関係）における平成31・32年度建設コンサルタント等に係るＡ等級の一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。

ウ　参加表明書の提出期限日から見積書の開札の時までの期間において、近畿地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

エ　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

オ　技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

カ　本業務に設計共同体として資料を提出した場合、その構成員は、単体として資料を提出することはできない。

(2)　設計共同体　上記(1)に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和２年３月31日付け近畿地方整備局副局長）に示すところにより、近畿地方整備局副局長から本業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という）の決定を受けている者であること。

3　指名競争参加資格の申請の時期及び場所

上記２(1)イに掲げる一般競争（指名競争）参加資格の決定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年10月１日付国土交通省東北地方整備局副局長ほか７者公示）別記に掲げる当該者（当該者が設計共同体である場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。

なお、当該者が参加表明書を提出したときに限り、近畿地方整備局総務部経理調達課（〒650―0024 兵庫県神戸市中央区海岸通29番地　電話078―391―7576）においても当該指名競争参加の決定に係る申請を受け付ける。

4　技術提案書の提出者を選定するための基準

(1)　参加表明者の経験及び能力　同種又は類似業務の業務実績、業務の業務成績（過去３ヶ年度の平均）等を勘案するものとする。

(2)　配置予定の技術者の経験及び能力　配置予定の技術者の資格、同種又は類似業務に従事した経験、担当した業務の業務成績（過去３ヶ年度）等を勘案するものとする。

なお、「若手技術者登用促進型」を適用する場合、配置予定の技術者の資格は配置予定管理技術者及び技術指導者、業務経験は技術指導者の実績とする。設計共同体にあっても、配置予定管理技術者に対する要件とする。

(3)　当該業務の実施体制（再委託又は技術協力の予定を含む）　業務実施体制の妥当性等を勘案するものとする。

5　技術提案書を特定するための評価基準

(1)　配置予定の技術者の経験及び能力　配置予定の技術者の資格、同種又は類似業務に従事した経験、担当した業務の業務成績（過去３ヶ年度）、表彰の有無（優良工事等施工者（建設コンサルタント等）、優秀建設技術者、優良業務又は優秀技術者）等を勘案するものとする。

なお、「若手技術者登用促進型」を適用する場合、配置予定の技術者の資格は配置予定管理技術者、業務経験は技術指導者の実績とする。設計共同体にあっても、配置予定管理技術者に対する要件とする。